

議案第六十八号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年六月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年六月拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

写

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

// 別表第三及び別表第四の規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いづれも、その額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日等）

一 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

（給料月額等）

「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による同日における給料月及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

3 昭和四十九年四月二日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(給与の内払)

4 職員が改正前の条例の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。